

Ⅱ 平成 28 年度 杜の都の学校教育～推進の指針と指導の重点～より抜粋

道徳教育の充実

目 標

- ① 道徳教育の「要」である道徳時間の充実を図り、「考える道徳」「議論する道徳」への転換により、児童生徒の道徳性を育む。
- ② いじめの問題への対応のため、家庭や地域との連携による道徳教育を推進し、教育活動全体を通じて児童生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度を育む。

1 現状と課題

道徳教育は、全ての教育活動を通じ、児童生徒の発達段階に応じた重点を明確にし、より効果的な指導を行う必要がある。さらに、特別の教科 道徳 の全面実施に向けた「道徳教育の全体計画」、「道徳の時間の年間指導計画」を見直すとともに、いじめの未然防止に向けた道徳教育の充実が求められる。

2 主な施策と学校での取組

(1) 主な施策

- ① 教育課程ヒアリングや教育課程訪問、授業づくり訪問の実施を通して、「道徳教育の全体計画」及び「道徳の時間の年間指導計画」の見直し等について指導助言する。
- ② 「私たちの道徳」の計画的な活用の推進を図るとともに、みやぎの先人集等の地域に根ざした郷土資料など、多様な教材を活用した道徳教育を推進するよう指導助言する。
- ③ 仙台市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの未然防止に向け、学校の教育活動全体を通じて豊かな人間性を育む道徳教育の充実を図るよう指導助言する。

(2) 学校での取組

- ① 道徳科の全面実施に向け、校長の明確な方針の下、道徳教育の全体計画、道徳の時間の年間指導計画を作成、活用する。
- ② 問題解決的な学習、体験的な学習を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫する。
- ③ 学校いじめ防止基本方針を踏まえ、生命尊重の精神や規範意識を育むための指導の充実を図る。

人権教育の充実

目 標

- ① 児童生徒が発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようにする。
- ② 身近な人権課題に気づき、様々な場面で具体的な態度や行動に表現できるようにする。
- ③ いじめの未然防止・予防の徹底を図り、互いの人格を尊重し合える態度を育成する。

1 現状と課題

人権教育は、知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力の育成を目指すものである。人権教育・啓発に関する基本計画（平成 14 年閣議決定、平成 23 年一部変更）においては、個別課題として、子ども、高齢者、障害者など全部で 12 の課題が挙げられており、人権の意味や範ちゅうを広くとらえた総合的な取組が求められる。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害するものであり、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒を対象として、その未然防止に取り組む必要がある。

2 主な施策と学校での取組

(1) 主な施策

- ① 人権教育資料「みとめあう心」を全体計画や年間指導計画に位置付けて活用するよう指導する。
- ② 「仙台市いじめ防止基本方針」を踏まえ、「みとめあう心」を活用する際、命の大切さやよりよい仲間づくりに関して、いじめ問題への対応等に関連付けての活用を推進するよう指導助言する。

(2) 学校での取組

- ① 各教科等との関連を図りながら、体験的な学習を重視した人権教育の機会や場を取り入れた全体計画、年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して推進する。
- ② いじめ防止にあたっては、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、「みとめあう心」を全体計画や年間指導計画に位置付け、活用する。